

2か所から給与の支払を受けている方の記載例

年末調整を受けた給与と所得のほか、年末調整を受けていない給与と所得がある方の場合

【第一表】

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

手順4
20ページ
参照

手順5
24ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

手順5
24
ページ
参照

還付される税金がある方の

税務署長 〇〇 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0113

30年 2月 16日

住所 〇〇市△△町X-XX-X

個人番号 XXXXXXXXXX

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 国税 太郎

性別 男 世帯主の氏名 国税 太郎 世帯主との続柄 本人

平成30年 1月1日 住所 同上

生年月日 3491116 電話番号 自宅・勤務先・携帯 XX-XXXX-XXXX

収入金額等	給与	7740000	課税される所得金額 (5-20)	3176000
雑	公的年金等		上の⑳に対する税額	220100
配	その他		配当控除	
当			(特定増改業等)区分	
一			住宅借入金等特別控除	
時			政党等寄附金等特別控除	
計			住宅ローン控除	
所得金額	給与	5766000	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (39)	36800
雑	雑		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
配	配当		外国税額控除	
一	一時		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (38)	187872
計	合計	5766000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	1073196	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
生命保険料控除	生命保険料控除	105000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
地震保険料控除	地震保険料控除	21000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
寡婦・寡夫控除	寡婦・寡夫控除	0000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
勤労学生・障害者控除	勤労学生・障害者控除	0000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
配偶者(特別)控除	配偶者(特別)控除	380000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
扶養控除	扶養控除	630000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
基礎控除	基礎控除	380000	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
⑥から⑮までの計	⑥から⑮までの計	2589196	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
雑損控除	雑損控除		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
医療費控除	医療費控除		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622
寄附金控除	寄附金控除		所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	224722
合計	合計	2589196	所得税及び復興特別所得税の額 (34+35)	4622

税理士 署名押印 電話番号

税理士法第30条の書面提出 税理士法第33条の2の書面提出

還付される税金の口座番号

銀行 金庫・組合 本店・支店 郵便局名等 預金種類 普通 当座 振込 貯蓄

区分 異動 管理 補充 納税 事務 住民 検算 一連番号

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にあって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にあって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にあって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例② 1234567890

記入例③ 80000

【第二表】

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

整理番号 FA0067

手順1
7ページ
参照

住所 ○○市△△町X-XX-X
コクセイ 90ウ
氏名 国税 太郎

手順2
8ページ
参照

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額
給与	給料 ○○産業株式会社	7,140,000	169,500
給与	給料 ○○商会株式会社	600,000	18,372

手順4
23ページ
参照

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額の合計 187,872

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

手順6
25ページ
参照

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所
国税 二郎子 子 21.6.1

16歳未満の扶養親族
個人番号 XXXXXXXXXX

給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択
 給与から差引 自分で納付

寄附金 都道府県、市区町村分 税額控除 住所地の共同基金、日赤 支部分 指定分 市区町村

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
源泉徴収票のとり	1,073,196		
合計	1,073,196	合計	

○ 配偶者に関する事項

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除
国税 良子 明・大 49.7.20

個人番号 XXXXXXXXXX

○ 扶養親族に関する事項

扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
国税 一郎子 明・大 10.3.10 63

個人番号 XXXXXXXXXX

○ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 特例適用条文等

手順3
11ページ
参照

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

(1か所目)

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払者(住所)又は所在地	〇〇市△△町×-××-××		
支払者(名称)又は名称	〇〇産業株式会社		
税務(課税)区分	国税 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉控除の額の合計額
給与・賞与	7,140,000	5,226,000	2,589,196
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数
有	なし	なし	なし
控除対象扶養親族	1	なし	1
社会保険料等の金額	1,073,196	105,000	21,000
生命保険料の控除額			
地震保険料の控除額			
住宅借入金等特別控除の額			
生命保険料の金額の内訳	25,000	35,000	90,000
住宅借入金等特別控除の額の内訳			
控除対象配偶者の氏名	控除対象配偶者の住所	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
1 国税 良子	〇〇区〇〇 ×-×-××		
控除対象扶養親族の氏名	控除対象扶養親族の住所	16歳未満の扶養親族	国民年金保険料等の金額
1 国税 一郎	〇〇区〇〇 ×-×-××		
2			
3			
4			
受給者生年月日	29 〇 49 11 16		
支払者(住所)又は所在地	〇〇区△△ ×-×-××		
支払者(名称)又は名称	〇〇商会株式会社		

(2か所目)

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払者(住所)又は所在地	〇〇市△△町×-××-××		
支払者(名称)又は名称	〇〇産業株式会社		
税務(課税)区分	国税 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉控除の額の合計額
給与・賞与	600,000	000	18,372
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数
有	なし	なし	なし
社会保険料等の金額			
生命保険料の金額の内訳			
住宅借入金等特別控除の額の内訳			
控除対象配偶者の氏名	控除対象配偶者の住所	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
1 国税 良子	〇〇区〇〇 ×-×-××		
控除対象扶養親族の氏名	控除対象扶養親族の住所	16歳未満の扶養親族	国民年金保険料等の金額
1 国税 一郎	〇〇区〇〇 ×-×-××		
2			
3			
4			
受給者生年月日	29 〇 49 11 16		
支払者(住所)又は所在地	〇〇区△△ ×-×-××		
支払者(名称)又は名称	〇〇商会株式会社		

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。